

## 令和4年度 文化・スポーツ合宿等宿泊助成のご案内

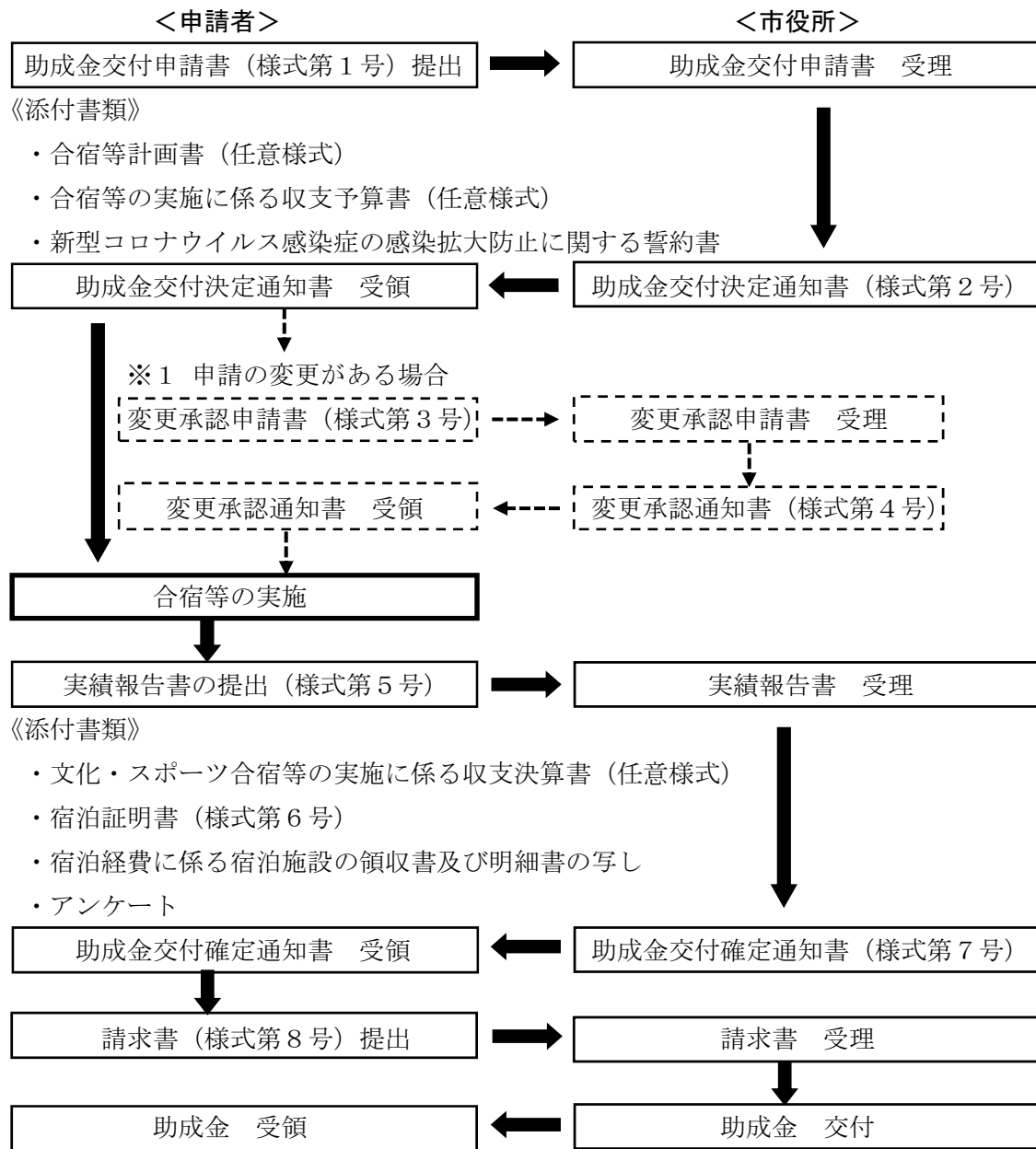
文化及びスポーツを通じた交流人口の拡大と地域経済の活性化を目的に、市内宿泊施設を利用した文化・スポーツ合宿等に係る宿泊経費の一部を助成します。

<b>募集期間</b>	令和4年4月1日（金）から受付を開始します。
<b>対象者</b>	文化芸術活動又はスポーツ競技に係る練習又は研修等を実施する文化・スポーツ団体であること。
<b>対象事業</b>	<p>次の①～③の要件すべてを満たす文化・スポーツ合宿等であること。</p> <p>①文化・スポーツ合宿等に使用する施設が、赤穂市、姫路市、相生市、加古川市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町及び備前市のいずれかにあること。</p> <p>②市内宿泊施設を利用し、宿泊者数が5人以上、かつ、宿泊日数が連続2日以上であること。</p> <p>※宿泊施設とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定するホテル営業、旅館営業又は簡易宿泊所営業に係る施設です。</p> <p>③令和5年3月31日までに実施完了となること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>※ただし、以下のいずれかに該当するものは助成対象とならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の他の制度による助成金等を交付されている場合、又は交付の決定を受けている場合。</li> <li>・各種大会、コンクール等への参加を目的とするもの。</li> <li>・営利を目的とするもの。</li> <li>・政治的又は宗教活動を目的とするもの。</li> <li>・公序良俗に反するもの。</li> </ul> </div>
<b>助成金額</b>	<p>延べ宿泊者数×1,000円【限度額：1団体1回当たり10万円】</p> <p>（1人当たりの1泊の宿泊経費が1,000円未満の場合は、当該宿泊経費）</p> <p>《例》宿泊者数10名、宿泊数2泊のスポーツ合宿を行った場合</p> <p style="text-align: center;">延べ宿泊者数（10名×2泊）×1,000円＝20,000円</p>
<b>申請方法</b>	<p>以下の書類を<u>文化・スポーツ合宿等の開始前</u>に観光課へ提出ください。</p> <p>①赤穂市文化・スポーツ合宿等宿泊助成金交付申請書（様式第1号）</p> <p>②合宿等計画書（任意様式）</p> <p>③合宿等の実施に係る収支予算書（任意様式）</p> <p>④新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する誓約書</p>

※予算の範囲内において、助成金を交付することとしていますので、助成対象であっても交付できない場合があります。

※合宿開始の2週間前までを目安に申請してください。合宿終了後の申請書は受理できません。

## 文化・スポーツ合宿等宿泊助成金 手続の流れ



※1 交付決定時より延べ宿泊者数が20%以上増減する場合や、開催内容(日程等)が変更となる場合は、赤穂市文化・スポーツ合宿等宿泊助成事業計画変更承認申請書（様式第3号）により提出が必要。

申請及び問合せ先

〒678-0292 赤穂市加里屋81 赤穂市産業振興部観光課  
TEL0791-43-6839/FAX0791-46-3400